

まちづくり交付金 事後評価方法書

うつのみやちゅうおう
宇都宮中央地区

平成21年5月

栃木県宇都宮市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 : 事業所数

A : 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の 基準時点	平成 8 年度～平成 16 年度
②実施主体	地域政策室 (事業担当課)
③計測手法	統計資料 (H8, H13, H16 年度事業所・企業統計調査) をもとに, 平成 8 年度から平成 16 年度までの中心市街地活性化基本計画区域内における事業所数の平均減少数を把握し, 従前値として設定した。

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成 21 年 6 月時点				
⑤実施主体	地域政策室 (事業担当課)				
⑥データの 計測手法	平成 20 年 3 月に公表された『平成 18 年度事業所・企業統計調査』を用い, 事業所数を把握する。				
⑦評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none">計測時点ではすべての事業が完了していないため, 効果が十分に発現していない状況が予想される。評価値は, 『平成 21 年度経済センサス』(H21.7) により平成 23 年 3 月に確定 (公表) することから, 『平成 18 年度事業所・企業統計調査』が最新のデータである。そこで, H16, H18 年度の事業所・企業統計調査の傾向から, 評価基準日【平成 22 年 3 月 31 日 (H21.7)】の事業所数の推移 (増減数の平均値) を推計し, 評価する。				
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確 定</td></tr><tr><td>●</td><td>見込み</td></tr></table>		確 定	●	見込み
	確 定				
●	見込み				

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td>●</td><td>あ り</td></tr><tr><td></td><td>な し</td></tr></table>	●	あ り		な し
●	あ り				
	な し				
⑩計測時期	平成 23 年 5 月 1 日時点 (交付終了後 1 年を経過した時点)				
⑪実施主体	地域政策室 (事業担当課)				
⑫計測手法	平成 23 年 3 月に確定する『平成 21 年度経済センサス』をもとに, 平成 16 年度から平成 21 年度の事業所数の推移 (増減数の平均値) を集計し, 確定値とする。				

指標 2 :	従業者数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	平成 8 年度～平成 16 年度	
②実施主体	地域政策室（事業担当課）	
③計測手法	統計資料（H8, H13, H16 年度事業所・企業統計調査）をもとに、平成 8 年度から平成 16 年度までの中心市街地活性化基本計画区域内における従業者数の平均減少数を把握し、従前値として設定した。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 21 年 6 月時点	
⑤実施主体	地域政策室（事業担当課）	
⑥データの計測手法	平成 20 年 3 月に公表された『平成 18 年度事業所・企業統計調査』を用い、従業者数を把握する。	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・評価値は、『平成 21 年度経済センサス』（H21.7）により平成 23 年 3 月に確定（公表）することから、『平成 18 年度事業所・企業統計調査』が最新のデータである。 ・そこで、H16, H18 年度の事業所・企業統計調査の傾向から、評価基準日【平成 22 年 3 月 31 日（H21.7）】の事業所数の推移（増減数の平均値）を推計し、評価する。 	
⑧確定／見込みの別		確定
	●	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	平成 23 年 5 月 1 日時点（交付終了後 1 年を経過した時点）	
⑪実施主体	地域政策室（事業担当課）	
⑫計測手法	平成 23 年 3 月に確定する『平成 21 年度経済センサス』をもとに、平成 16 年度から平成 21 年度の従業者数の推移（増減数の平均値）を集計し、確定値とする。	

指標3：		通行者の減少数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	平成16年7月時点		
②実施主体	地域政策室（事業担当課）		
③計測手法	統計資料（H9, H11, H13, H15, H17年度商店街通行量・来街者実態調査）をもとに、中心商業地内メインストリート（オリオン通り）における休日通行量を把握し、従前値として設定した。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成21年6月時点		
⑤実施主体	地域政策室（事業担当課）		
⑥データの計測手法	平成19年11月に公表された『平成19年度商店街通行量・来街者実態調査』を用い、休日通行量を把握する。		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 評価値は、『平成21年度商店街通行量・来街者実態調査』により平成21年11月に確定することから、『平成19年度商店街通行量・来街者実態調査』が最新のデータである。 そこで、H17, H19年度の『商店街通行量・来街者実態調査』の傾向から、評価基準日【平成22年3月31日（H21.7）】の通行量を推計し、評価する。 		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	平成22年5月1日時点（交付終了後1ヶ月を経過した時点）		
⑪実施主体	地域政策室（事業担当課）		
⑫計測手法	平成21年11月に確定する『平成21年度商店街通行量・来街者実態調査』をもとに、平成21年度の休日通行量を集計し、確定値とする。		

指標 4 :		居住人口の減少数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	平成 8 年度～平成 16 年度		
②実施主体	地域政策室（事業担当課）		
③計測手法	住民基本台帳をもとに、平成 8 年度から平成 16 年度まで（基準月：12 月）の中心市街地活性化基本計画区域内における対前年度居住人口の減少数を把握し、その平均減少数を従前値として設定した。		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 21 年 6 月時点		
⑤実施主体	地域政策室（事業担当課）		
⑥データの計測手法	平成 20 年 12 月時点における住民基本台帳データから居住人口を把握する。		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 評価値は、平成 21 年 12 月の住民基本台帳により確定することから、平成 20 年 12 月の居住人口が最新のデータである。 そこで、住民基本台帳データにおける過去 4 年間（H16.12～H20.12）の居住人口の傾向から評価基準日【平成 22 年 3 月 31 日（H21.12）】の居住人口の推移（増減数の平均値）を推計し、評価する。 		
⑧確定／見込みの別		確 定	
	●	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あ り	
		な し	
⑩計測時期	平成 22 年 5 月 1 日時点（交付終了後 1 ヶ月を経過した時点）		
⑪実施主体	地域政策室（事業担当課）		
⑫計測手法	平成 21 年 12 月に確定する住民基本台帳データをもとに、平成 16 年度から平成 21 年度の居住人口の推移（増減数の平均値）を集計し、確定値とする。		

指標 5：		居住志向の住民の割合	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時点における、最新のアンケート調査実施時点（平成 15 年 7 月）		
②実施主体	地域政策室（事業担当課）		
③計測手法	アンケート調査（市政に関する世論調査）をもとに、中心市街地への居住志向割合を把握し、従前値とした。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 21 年 6 月時点		
⑤実施主体	地域政策室（事業担当課）		
⑥データの計測手法	平成 20 年 10 月に実施されたアンケート調査を用い、中心市街地への居住志向住民の割合を把握する。		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 評価値は、アンケート調査『平成 21 年度市政に関する世論調査』（H21.7）により平成 21 年 11 月に確定（公表）することから、平成 20 年度に実施したアンケート調査が最新のデータである。 そこで、平成 20 年度に実施したアンケート調査から評価基準日【平成 22 年 3 月 31 日（H21.7）】の居住志向の住民の割合を推計し、評価する。 		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	平成 22 年 5 月 1 日時点（交付終了後 1 ヶ月を経過した時点）		
⑪実施主体	地域政策室（事業担当課）		
⑫計測手法	平成 21 年 11 月に確定する『平成 21 年度市政に関する世論調査』から、居住志向の住民の割合を集計し、確定値とする。		

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	鉄道駅乗降客数				
記述理由	地区の整備に伴う効果として、減少傾向だった中心市街地活性化基本計画区域内の鉄道駅（JR宇都宮駅・東武宇都宮駅）の乗降客数が微増に転じており、交流人口の増加（市民交流・産業交流の活発化）を表している指標としてふさわしいと考えられる。				
A：事前評価時の『従前値』の求め方					
①従前値の基準時点	平成16年				
②実施主体	地域政策室（事業担当課）				
③計測手法	JR東日本(株)及び東武鉄道(株)が公表した平成8年から平成16年の駅乗降客数をもとに、対前年平均減少数を把握し、その平均減少数を従前値として設定した。				
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
④計測時期	平成21年6月時点				
⑤実施主体	地域政策室（事業担当課）				
⑥データの計測手法	平成21年3月に公表された『平成19年乗降客数』を用い、駅乗降客数を把握する。				
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none">計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。評価値は、『平成21年乗降客数』により平成23年3月に確定（公表）することから、『平成19年乗降客数』が最新のデータである。そこで、H16、H17、H18、H19年『乗降客数』の傾向から、評価基準日【平成22年3月31日（H21.1～12）】の乗降客数の推移（増減数の平均値）を推計し、評価する。				
⑧確定／見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td>●</td><td>見込み</td></tr></table>		確定	●	見込み
	確定				
●	見込み				
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方					
⑨フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td>●</td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>	●	あり		なし
●	あり				
	なし				
⑩計測時期	平成23年5月1日時点（交付終了後1年を経過した時点）				
⑪実施主体	地域政策室（事業担当課）				
⑫計測手法	平成23年3月に確定する『平成21年乗降客数』をもとに、平成16年から平成21年の乗降客数の推移（増減数の平均値）を集計し、確定値とする。				

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

地域の状況を把握するとともに、指標及び数値目標が妥当であるか確認。

C : 事後評価時の確認方法

①時 期 平成 21 年 8 月

②確 認 先 市街地整備課 (まちづくり交付金主管課)

③確認方法 平成 21 年度 (事業最終年度) に行ったモニタリング報告書により確認する。

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

- ・商店街等が『魅力ある商店街等支援事業』(提案事業)を活用して、ライトアップ事業等のイベントを実施した。
- ・都心部道路景観整備事業(市道6号線等)において、地元商店街、自治会等と勉強会を開催しながら整備計画を策定した。
- ・宇都宮城址公園整備(モニュメント等)において、『よみがえれ!宇都宮城』市民の会による郷土への愛着・誇りを培う活動を支援した。

C : 事後評価時の確認方法

①対 象 事業所管課(商工振興課, 道路建設課, 公園緑地課)に実施状況を確認する。

②時 期 交付終了年度(平成21年8月~9月)

③確 認 先 商工振興課, 道路建設課, 公園緑地課

④確認方法
・イベント等の実施状況(内容等)を申請書等により確認する。
・勉強会の開催記録(開催経過, 議事録等)で住民参加プロセスの実施状況を確認する。
・市民の会の活動記録(写真等)で住民参加プロセスの実施状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

宇都宮城址公園整備後においては、『よみがえれ!宇都宮城』市民の会による郷土への愛着・誇りを培う活動の支援を継続している。

C : 事後評価時の確認方法

①対 象 事業所管課(公園緑地課)に市民の会の活動状況を確認する

②時 期 交付終了年度(平成21年8月~9月)

③確 認 先 公園緑地課, 市民の会

④確認方法 市民の会の活動記録(写真等)で持続的なまちづくり体制の活動状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理

①時期	平成21年8月～9月
②実施主体	地域政策室（事業担当課）
③検討体制	地域政策室が主体となり、事業に関わる関係各課（政策審議室、財政課、みんなでまちづくり課、商工振興課、道路建設課、都市計画課、市街地整備課 等 27 課・室）による庁内の横断的な組織により検討を行う予定である。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時期	平成20年11月～平成21年12月
②実施主体	地域政策室（事業担当課）
③検討体制	上記検討体制等により、中心市街地活性化基本計画策定を進める中で作成予定。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時期	平成21年10月	平成22年3月
②実施主体	市街地整備課（まちづくり交付金主管課） 地域政策室（事業担当課）	市街地整備課（まちづくり交付金主管課）
③公表方法	広報誌等を活用し、あらかじめ周知し、市ホームページへの掲載及び事業担当課において、公表する予定である。公表期間は2週間とする。	市ホームページへの掲載により、フォローアップが終了するまで公表する。フォローアップ実施後は1年間の公表を予定。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

①時期	平成21年11月
②実施主体	市街地整備課（まちづくり交付金主管課）
③設置・運用方法	学識経験のある有識者等からなる、まちづくり交付金に関わる「まちづくり交付金評価委員会」を構成する。まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し、事後評価を行うよう要綱で運用する。

(7) 有識者からの意見聴取

①聴取方法	
-------	--

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（)
----------	--

都道府県名	栃木県
市町村名	宇都宮市
地区名	宇都宮中央地区
計画期間	平成17年度～平成21年度
作成者	部署 総合政策部地域政策室
	役職 主任
	氏名 上田 英夫
連絡先	TEL 028-632-2119
	FAX 028-632-7072
	E-mail u2010@city.utsunomiya.tochigi.jp